

新潟県企業局管理規程第6号

新潟県企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年11月17日

新潟県企業管理者 小林 康 昌

新潟県企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

新潟県企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年新潟県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(電子情報処理組織による申請等) 第4条 (略) 2 (略) 3 電子申請等を行う者は、当該電子申請等を行う者を特定するための識別符号及び暗証符号を当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して当該申請等を行わなければならない。 <u>ただし、企業管理者が定める申請等については、この限りでない。</u> 4 <u>前項本文</u> の規定による申請等を行う者は、企業管理者が定めるところにより、あらかじめ、氏名又は名称、使用しようとする暗証符号その他必要な事項を届け出て、企業管理者から識別符号の交付を受けなければならない。 5～7 (略)	(電子情報処理組織による申請等) 第4条 (略) 2 (略) 3 電子申請等を行う者は、当該電子申請等を行う者を特定するための識別符号及び暗証符号を当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して当該申請等を行わなければならない。 4 <u>前項</u> の規定による申請等を行う者は、企業管理者が定めるところにより、あらかじめ、氏名又は名称、使用しようとする暗証符号その他必要な事項を届け出て、企業管理者から識別符号の交付を受けなければならない。 5～7 (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。